

B 保護者記入による登園届

麻布十番ちとせ 保育園長 	園児名
年 月 日 に	医療機関名
において	
病 名	
と診断されました。	
病状が回復し、集団生活に支障がなくなりましたので登園いたします。	
年 月 日	
保護者名	印又はサイン

保育園受取 年 月 日 印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。港区では厚生労働省のガイドラインにそって園児がよくかかる下記の感染症について「保護者記入による登園届」の提出をお願いしています。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園してください。

なお、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ A 型・B 型	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過してから
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	全身の状態が良く抗菌薬内服後 2 4 ～ 4 8 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症する前後	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ・ロタ・腸管アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発しん前急性期の数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	発熱している間	解熱後 1 日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹 （とびひ）	乾燥していない発しんがある間	治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位がおおえる程度のものであること（かさぶたが乾いていない間は接触による感染力が認められる）
アタマジラミ	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症		

保育所におけるインフルエンザ感染時の登園基準について

インフルエンザの登園基準は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

ただし、病状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

出席停止の日数の数え方について

「発症した後5日を経過するまで」の数え方

「発症」とは、「発熱等」の症状が現れたことを指します。

発症した日（発熱等が始まった日）は含まず、翌日を第1日目と数え、5日目までお休みをします。

「解熱した後3日を経過するまで」の数え方

解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から1日目と数え、3日目までの3日間をお休みします。

※発熱・解熱の体温に関する一律の基準はありません。個々の平熱に応じて、個別に判断します。子ども一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが重要です。

熱の経過やその他の症状等、登園再開の判断で悩む場合は、医療機関にご相談ください。

原則として5日間は登園不可									
	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
〈例1〉 発熱2日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
〈例2〉 発熱4日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	

<保護者記入欄>

以下のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過したため、登園可能であることを報告いたします。

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※体温は、その日の最高体温をご記入ください。